

防災ニュース

NO.
207

巻頭言

「昭和女子大学における被服教育と安全性への意識」

予防行政の取組み紹介
～呉市消防局の予防行政～



2016. 7



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

〔巻頭言〕

昭和女子大学における被服教育と 安全性への意識

昭和女子大学 副学長 小原 奈津子



昭和女子大学 生活科学部環境デザイン学科の服飾デザインマネジメントコースでは、被服材料、染色・整理、被服構成、被服衛生、デザイン、手工芸、ファッションビジネス等のアパレル関連分野の科目が開講され、被服学を総合的に学ぶカリキュラムとなっています。当コースでは指定の科目群を履修した学生は衣料管理士（テキスタイルアドバイザー）1級の資格を取得できます。このようなカリキュラムのなかでの学生の志向としては、理論や知識を習得するよりも実際に衣服をデザインして制作する、あるいは手工芸作品を制作する学生と、制作もするが卒業後アパレル関連企業や繊維製品検査機関への就職を希望しておりそのために衣料管理士資格を取得する学生、そして中学・高等学校の家庭科教員を目指す学生も毎年必ずいます。

近年の傾向として、私の担当する材料学分野の卒業研究を希望する学生は多くはありませんが、学生と共に少しずつ研究を進めています。私は繊維の特性と化学構造との関連に興味を持っており、廃棄される羊毛繊維を化学的手法により消臭材料として再資源化することを提案したいと考えています。研究目的の基本には、地球環境

保全の立場から人々の生活の質の向上を目指したいと考えています。

ところで衣料管理士資格取得を目指す学生は、被服材料学や繊維製品試験、衣料鑑別実験を必須科目として履修します。これらの科目のなかで衣料素材である繊維について、各種繊維製品の消費性能とその評価方法、繊維素材の特性に基づいた繊維の鑑別法等を学び、専門家として目的に合った衣料素材を選択し、適切に扱うことができる知識と技術を習得します。また、これらの講義と実験のなかで繊維および繊維製品の燃焼性や消費性能について学びます。「被服材料学」では繊維の燃焼性について、「造形材料学実験」では防災加工済みおよび未加工のカーテンの燃焼性の評価実験を、「衣料鑑別実験」では、各種繊維の染色性や溶解性に加えて燃焼性、燃焼状態による繊維鑑別を行います。このなかで、学生は燃えやすい繊維と燃えにくい繊維、各種繊維の燃え方の違い（灰になる、溶融する、燃焼時の臭いの違い等）を知ります。

このような通常の授業に加え、昨年度は「造形材料学実験」のなかで（公財）日本防災協会のご協力を得て、繊維製品の防災についての講義を実施していただきました。内容は実際の事故や火事を想定した実験の動画と解説であり、臨場感のある講義でありました。この講義を通して学生は「防災」という観点から、改めて繊維製品の燃焼性について理解し実感できたようです。このように、授業で学んだ「繊維の燃焼性」の知識を、実際に火事で燃えた場合の実践につなげる点で有意義でありました。生活科学は広い分野にわたっていますが、共通の目的は、「生活の質の向上」であります。しかしその生活の大前提として「安全性の向上」があることを学生にも伝えていかなければいけないと思います。



実験をする学生達

呉市消防局の予防行政

呉市消防局 予防課長 西岡 隆寛



1. はじめに

呉市は、広島県の南西部に位置しており、面積352.86km²、人口232,192人（平成28年5月末現在）の規模を持つ都市です。

瀬戸内海で最も長い約300kmの海岸線を有し、陸地部の北部には、標高300～800m前後の山々が連なる風光明媚な自然に恵まれています。

瀬戸内の美しい島々や多彩な峡谷美の景観は、市民の憩いとレクリエーションの場として親しまれています。

「安全・安心なまちづくり」と「市民サービスのさらなる向上」を目指し、平成28年2月に防災拠点機能を強化した市役所新庁舎が開庁し、平成28年4月1日には中核市に移行しました。

歴史的には、明治時代に第二海軍区鎮守府（呉鎮守府）が置かれ、戦前は呉海軍工廠において、世界的に知られている「戦艦大和」などが建造されるなど、東洋一の軍港・日本一の工廠として賑わいました。

呉市の見所としては、国の重要文化財であり、平成28年度に日本遺産に認定された旧呉鎮守府司令長官官舎や、呉で建造された戦艦大和を通して呉の歴史、呉の技術、そして平和の大切さを伝えるこ

とを目的として建設された呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）があります。また、平清盛が一日にして切り開いたとされる「音戸の瀬戸」、夕日を招き返した時の姿を再現した「日招きの像」などが建立されている音戸の瀬戸公園など多彩な観光スポットがあります。

魅力あふれる街「呉」に是非一度お越しください。



風光明媚な呉の夜景



音戸の瀬戸

2. 各種行事

(1) 消防フェスタ・消防写生大会

「楽しみながら防火・防災について学ぼう!」をテーマに、毎年5月中旬に消防フェスタと題したイベントを行っています。

このイベントでは放水体験、水消火器体験、ちびっこレスキュー（ロープ渡過体験）などの各種体験コーナーの他、ゴーカートやゴルフカートを使用したミニ

消防車コーナー、綿菓子や風船の無料配布コーナーを設け、併せて未就学児から小学生までを対象に、消防写生大会を開催しています。

今年度は、約9,200名の来場があり、写生大会の応募作品は458作品でした。

楽しみながら消防とふれあうことで、子ども達に消防への興味を持ってもらい、防火・防災への関心へ繋げていきたいと考えています。



放水体験コーナー



ちびっこレスキューコーナー



水消火器体験コーナー



ミニ消防車コーナー

(2) 初期消火競技大会

当局では毎年、事業所等の初期消火技術の向上、自主防火体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的とした、『初期消火競技大会』を開催しています。

消火器、水消火器及び屋内消火栓を使用する初期消火操作が主な競技内容となっており、各事業所等のチーム（2人1組または3人1組）で、いかに迅速かつ適切に初期消火・通報・避難誘導がで

きるかを競います。

第30回目の開催となった平成27年度大会では、380名（176チーム）の方が参加されました。また、本大会には、事業所の自衛消防隊員のみならず、自主防災会員の方にも参加していただいています。地域の自主防災能力を向上させるためにも、本大会には今後も多数の方に積極的に参加していただきたいと考えています。



初期消火競技大会選手宣誓



消火器の部



屋内消火栓の部

3. 自主防災組織の結成・育成

呉市では、重点施策の一つとして、自主防災組織の結成・育成の促進に取り組んでいます。

具体的には、自主防災組織に対して、防災訓練及び防災器材等購入の補助金交付と、近年の災害事例や想定、最新の防災対策を踏まえた防災指導などの活動支援を行っています。

呉市には、平成28年4月1日現在、358団体の自主防災組織があり、活動カバー率は81.57%となっています。

平成27年度は、市の補助金を活用して259団体が防災訓練や研修を行い、55団体が防災器材等の購入を行いました。ま

た、当局では、地域の防災活動の中心となる人材を育成するため、地元的高等専門学校と共催して「呉市防災リーダー養成講習」を実施しています。

この講習は、土砂災害、地震、火災などの各種講義やDIG、HUGといった図上訓練など、所定の項目を習得した市民等を「呉市防災リーダー」として認定する制度で、平成28年4月1日現在、201名が認定されています。

「呉市防災リーダー」は、市や各自主防災組織が行う各種防災訓練で指導者となるなど、市の地域防災力向上を支える存在として、今後、さらに活躍が期待されています。



防災リーダー活動風景



図上訓練風景 (DIG)

4. 呉市防災センター

呉市防災センターは、昭和60年12月に市民の防災に関する知識及び技術の向上と防災意識の高揚を図ることを目的として、東消防署内に開設しました。

現在は、市民の利用はもちろんのこと、自主防災組織や各種企業の防災教育

の場として幅広く利用されています。

施設内には、過去に発生した地震が体験できる地震体験シミュレーションや、模擬消火器による初期消火訓練装置等を設置しています。また、新たに開発された防災用品や、あまり知られていない有用な防災用品等を広く市民に紹介するた

め、防災用品を公募し、現在、23社、77品目の防災用品を展示しています。

5. 予防業務体制

予防業務体制は、局予防課（予防係・指導係）、各消防署予防査察係（西・東・音戸消防署）で構成されています。

担当業務については、局予防課は危険物・高圧ガス・火薬の規制事務、消防同意、防火運動他各種行事の企画立案、自主防災組織・防災リーダーの育成、防災センターの取りまとめ事務などを行っています。

各消防署の予防査察係は、予防査察、消防同意、危険物の規制事務、各種届出等の防火指導の業務を行っています。

6. 違反対象物に係る公表制度

違反対象物に係る公表制度については、現在、中核市を含む政令指定都市を中心に実施されています。

当局も、今年度中に条例改正をし、来年度1年間周知期間を設け、平成30年4月から実施する予定としています。

そのため、昨年度、予防・査察規程等を整備するとともに、査察対象物の区分を見直し、特に重大違反対象物や特定用途防火対象物に重点を置いた年間査察計画を作成し、立入検査を実施しています。また、今年度は違反処理規程・要綱等の整備、さらには、職員のスキルアップに向けた研修などを目下の急務としています。

7. 防災物品の普及

当局では、高さ31mを超える共同住宅（以下「高層マンション」という。）の完成検査後に、防災物品の普及啓発用リーフレットを全戸に配布して、カーテン・じゅうたんなどは、防災物品の使用が消防法で義務付けられていることを、居住者に周知徹底しています。

既存の全ての高層マンションについても、マンションの管理会社を通じて、当該リーフレットを配布し、また、地域の防災指導においても防災物品の有効性を訴えるなど、防災物品の普及啓発に努めています。

8. おわりに

呉市消防局のシンボルマークは、呉市の花である、「やぶ椿」をデザイン化し、中央に入れ「人々の生命と財産を守る」という意味の英文 [We Guard Life & Property] を外側に巻いて職員の使命と心意気を示し、その周りを呉市のマーク（9つのレの文字）と、9つの峯（山）で囲み、市民に親しまれ、信頼される消防局をアピールしています。

我々は、この職員の使命と心意気を胸に、市民の生命、身体及び財産を守るため、あらゆる災害に迅速・的確に対応するとともに、呉市が推奨する「安全・安心なまちづくり」・「災害に強いまちづくり」の達成に向けて警防・救急・救助体制及び予防業務のさらなる充実強化を図りながら、市民に対する防火・防災思想の普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、今年の4月14日から16日にかけて発生した平成28年熊本地震において、亡くなられた方々に対し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災者の方々に対しましても、心からお見舞い申し上げます。



呉市消防局シンボルマーク

第7回 アメリカからの便り

2016年米国火災予防週間標語発表になりました。

リスクウォッチ代表 長谷川祐子



アメリカの火災予防週間今年の標語：
グズグズしないで！
今すぐ煙感知器の年齢を調べて。
製造から10年以上の煙感知器は
新しいものに変えよう。
2016年10月9日～15日

これが今年の米国の火災予防週間の標語になります。NFPA (National Fire Prevention Association) 米国火災予防協会が毎年発表しているキャンペーン標語です。これは1871年10月8日から9日に起こったグレートシカゴファイヤー(シカゴ大火事) がきっかけとなって設

置されました。この火災はシカゴ市の半分が焼け、死者250人以上、17,400件の建物が燃え、10万人ものホームレスが出ました。その被災を忘れないために1922年ウィルソン大統領により火災予防週間が設けられたものです(話が飛びますがシカゴ市の観光で有名な川下りのボートにのりますと昔グレートシカゴファイヤーが起こった場所で～なんて説明しております)。

1927年よりこの火災予防週間標語が設けられ毎年作成続けられております。ちなみに1回目の標語は“1927 Why this Mad Sacrifice to Fire”でした(どうしてこの恐ろしい火災が)。今では毎年米国消防長会や火災協会、NFPAから発表されています。



火災から逃げる人達



大火の港



大火事後の市内

NFPAは長期にわたり火災避難訓練と火災報知器の取り付けサポートを続けています。何故なら家庭が巻き込まれるホーム火災はいまだに大きな比率であり亡くなる方が多いからです。2014年の火災年間データがあります。ホーム火災の半数の家庭が煙感知器で早期避難をすま

せ、命が助かっています。またホーム火災で亡くなった人々の3分の2が煙感知器を設置していなかったか、バッテリー不足(アメリカではまだ乾電池(1年もの)で働く煙感知が多く残っている)もしくは故障でした。まだまだ気を抜けないと会長はコメントしています。



消防犬スパーキーと子供達による月一回のバッテリー検査パンフレット-自宅に持ち帰り、家族と感知器をテストチェックする。

そしてパンフレット下部にある各月の紙を破り取る。という仕掛けです。毎月一回のチェックを忘れないためです。塗り絵にもなります。

NFPA : National Fire Prevention Association

NFPAの説明を少しいたします。アメリカのボストンにあるNPOです。公共的な性格を強く持ちとすれば人々の関心から外れがちな火災の被害を減災させるために強い働きかけをしています。

火災規則書 (NFC) National Fire Codeはアメリカの消防隊や企業で使用されていますが、近年では様々な国で使

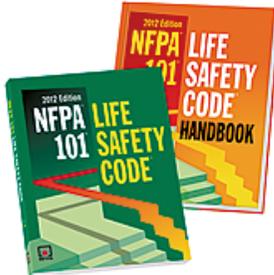
用されるようになってきています。理由は最新の事故や火災の事例を取り入れていることで全ての規則書が3年に一度書き換えを実施しています。これは大変優れた特徴で、ほかの規則書が、例えば米国労働基準法などの書き換えが1980年くらいより進んでいないなか最近では“NFPAを参考にすること”と書き添えるくらいの高水準内容になってきました。

583個のコードがあり有名なものはやはり命のコードLife Safety Code101でしょうか、私たち予防課員が一番使用させていただく規則書です。寝室に煙感知器を設置することも40年ほど前から“Should”“すべき”と取り上げられており、パニックハードドアや避難経路の考え方、避難を基準にした建物や部屋の最大占有人数などの重要なものが述べられています。

その他では電気関係Code72という規則書は私の一番苦手な規則書でした。情けない事ですが、日本語の説明書を読み込んでもなかなか理解できないのでいつもチーフに聞いておりました。この規則書はアメリカで電気関連商品を売ったり設置作業をしたりする関係者、特に中国や中南米の関係者達が懸命に解読するものになっております。この規則書をクリアしないとアメリカで商品が売れないからです。今では発電系の太陽光発電装置、その電気関係規則の規則も入ってき



ハードカバー13冊



命のコード
ライフセーフティ101

ているので、中国やヨーロッパの業者さんも来年2017年に出る予定のアップデート版の中身を必死で探っているようで、ネットでもそのような話がでています。

また5000番の建築関係コードもテロの関係で付近の建物からどのくらい空き地を設けなければいけないなど、事例から作成された最新の規則がのせられています。

夏の火災安全について 独立記念日の花火とBBQ

毎年この時期になると必ずと言っていいほど消防署から住民たちに“花火やBBQの火災安全”が配られるのですが、それは7月4日の独立記念日前後です。1776年イギリスからの独立戦争を戦い、勝利することによって世界で最初の共和制国家を実現したのがアメリカ合衆国です。



独立記念日花火大会

7月4日にはアメリカ各地で盛大な花火大会が行われます。消防署にとってもとても楽しい日なのですが、なんと花火による火災や火傷が数多く発生しており、大変忙しい日でもあるのです。

2014年の独立記念日の花火に関する火事は18,500件でした。そして救急車によって緊急ルームに運び込まれた重症なケガは10,500件でした。内訳は次のポスターを見て頂けばお分かりになると思います。

またその時期アメリカの各地に小さな市が開かれます。花火売りますという市場です。結構売れているようですがNFPAのパンフレットには次の3つに気を付けて花火を楽しんでと書いてあります。

Be Careful ! 気を付けて！

1. 安全であれ。もし花火が見たかったら市が開く専門家が上げる花火大会へ行くこと。
2. 商業用の花火は使用しないこと。粗悪なものは3度の火傷を起こす。
3. 直ぐ側で花火が使用されている時は小さい子は目をつむること。花火の火は華氏1200F (摂氏648度)にもなる。



NFPAの花火の危険を呼びかけるポスター 火傷と目のケガ

私も一度経験したことがあるのですが、アメリカの独立記念日は誰もがウキウキとしているような雰囲気が町中に溢れていました。夜、車で花火大会会場に花火を見るために行きました。遠くにしか止められなかったので歩きながら会場まで行きました。あちらこちらに家族連れがやはり歩いて会場めぐしています。

日本の夏祭りのような、夜光塗料を塗ったおもちゃの数々が屋台で売られていました。自転車はなんとタイヤに夜光塗料で光るキャップや絵柄が取り付けられていて、走るたびに光る自転車でした。



夜光塗料で光る自転車のタイヤ

花火会場はグラウンドです。既に沢山の人でいっぱいでしたが何とか座りました。花火が打ち上げられると驚いた事に大変低い高さで花火が広がりました。もしこれが基地の花火大会なら、直ぐボスから高さは規則に合っているかと問い合わせが入るところです。今にも降ってく

るかのような低さには驚いてしまいました。日本のように形がハートや二段構えのものや可愛いものはありませんがオーソドックスな花火でした。帰りは勿論渋滞に巻き込まれ遅い帰宅時刻になりましたが大変満足しました。

夏のBBQの安全

5月になると米国ではBBQが盛んに行われますが、日本在住の米軍基地でも同じくBBQの火災安全が発せられます。アメリカ海軍の基地でも毎年予防課より警報をだしました。NFPAでは今年こんなポスターと注意事項を提示しています。“BBQは7月が一番ピークです、火傷に気を付けましょう”

SAFETY TIPS 安全助言：

- 1 Propane and charcoal BBQ grills should only be used outdoors.
プロパンそして炭火BBQグリルは屋外で使用しましょう
- 2 Keep children and pets at least three feet away from the grill area.
子供やペットはグリルを置いている場所から必ず3フィート離しましょう
- 3 Keep your grill clean by removing grease or fat buildup from the grills and in trays below the grill.
グリルから落ちて積みあがっている油や脂肪や床版をいつもきれいにしておきましょう
- 4 Never leave your grill unattended.
決してグリル使用中は側を離れない事



長谷川祐子 プロフィール
前在日米海軍司令部消防隊予防課長
現在はリスクウォッチ代表
<http://www.risk-wtch.net/>

こんなところに防災製品

(公財)日本防災協会 広報室

京都市では、全国に先駆け昭和59年に同市火災予防条例において宿泊施設における防災寝具使用の努力規定が設けられています。

今回は、率先して防災寝具の使用に取り組んでおられる京都ホテルオークラ様及びからすま京都ホテル様を訪問してお話を伺いました。

さて、歴史ある京都ホテルオークラグループ様のホームページには「京都ホテル100年ものがたり」のバナーが設けられており、コンテンツを少し読み進むだけで、維新後の明治という時代が、京都における外国人向けホテルを必要としたことに始まり、伊藤博文との係わり、大

津事件のロシア・ニコライ皇太子の宿泊、アメリカ世界一周観光団、与謝野鉄幹洋行壮行会……といったまさに歴史が飛び込んできます。

さらにルーツを辿りますと、ものがたりタイトルの「100年」を優に超えて「since 1888」に遡り、また、長州藩邸跡に立地ということで、正面玄関横にある桂小五郎（木戸孝允）像は、有名な観光スポットになっています。

現在の建物は、平成6年に建て替えられ、京都市内では、最も高層な建築物の一つとなっており、また、眼下に見下ろす鴨川をはじめ山紫水明の京都の素晴らしい眺望を得るため、客室の全てが7階以上の高層階に設けられていることから、万一の火災に備え、利用客の安全・安心を第一に考えて、積極的に防災寝具（布団、毛布、枕、ベッドパッド等）が使用されています。



ホテル外観



桂小五郎像

客室担当者のお話では、「防災寝具を導入した正確な時期や経緯は、不明ですが、少なくとも新しい京都ホテルオークラの建物になってからは、322室全てで使用されています。また、からすま京都ホテルにおいても238室全ての部屋で使用されています。

防災寝具等の防災製品は、お客様に安全で安心いただける空間を提供させていただくために、必要不可欠なアイテムであり、安全性を後退させることは、絶対にあってはならない！と認識しています。」と決意ともいえる力強いご説明を伺うことができました。



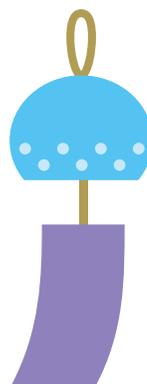
客室一例



防災品の寝具類



防災品のベッドパッド



建築用途別の防災品に関する 海外の法規制等調査

(公財) 日本防災協会 技術部

日本国内では、製品の防災性を規定する法令はなく、消防法で特定用途の建築物に使用する着火物に対し一定の防災性を求めているのみである。これに対し、米国や英国では、法令により特定の製品が規制されており、さらに建物用途により規制されている場合がある。使用者の実務上の観点から、マットレス、布張り家具、カーテン、じゅうたん及び装飾幕、広告・宣伝幕の試験方法と判定基準を紹介する。

対象とする国は米国（連邦）、米国（カリフォルニア州）及び英国、対象とする建物用途は展示場等及び病院等である。第4回は、英国の建築用途別の法規制を紹介する。

3.1. 建物用途別の法規制

3.1.1. 展示場等

英国での建物用途別規制については、火災安全命令における火災リスクアセスメントガイダンスが、同法令を主管する中央政府のコミュニティ及び地方自治省から建物用途別に発行されている。

展示場等に関する規制としては、大規模集会施設の火災リスクアセスメント（Fire safety Risk Assessment-large places of assembly-）を取り上げる。本ガイドでは、建築物の主たるもしくは一部の使用方法が大規模集会施設（例えば300人以上が集まる施設）に該当する施設を対象としている。対象には展示場の他、会議場、スポーツ施設、レジャーセンター、水泳プール、大型ナイトクラブ、大型パブ、教会、大聖堂、その他の宗教施設、教育関連施設、博物館、図書館、商業施設の共有部、大型仮設構造物、大テント/テント、空気膜構造物、コミュニティセンター、大型集会場及びこれらと類似の施設を含んでいる。

3.1.1.1. 寝具（マットレス）

マットレス（ベッド、ソファベッド、クッション、枕等の寝具）はFFRの規制対象となる製品である。FFRに関する試験方法等については、前号3.1.1.を参照のこと。

一方、大規模集会施設の火災リスクアセスメントでは、特に規定されていない。

3.1.1.2. 布張り家具

布張り家具はFFRの規制対象となる製品である。FFRに関する試験方法等については、前号3.1.2.を参照のこと。

大規模集会施設の火災リスクアセスメントでは、布張り家具の防災性能及び試験につ

いて、以下の規格を参照することとしている。

- ・布張り家具（カバー素材と充填物の複合物を含む）及びカバーの着火性：BS 5852
- ・非家庭用布張り家具の耐着火性：BS 7176

BS 7176はBS 5852-2を参照しているが、当該規格はBS 5852：2006「布張り座席の燻焼及び燃焼による着火性評価試験手順（Methods of test for assessment of the ignitability of upholstered seating by smouldering and flaming ignition sources）」に改定されており、結果的にFFRと同様となる。

3.1.1.3. カーテン

①法規制

カーテンはFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、大規模集会施設の火災リスクアセスメントでは、カーテンの防炎性能及び試験について、以下の規格を参照することとしている。

- ・カーテン及びドレープ用織物（網目織物及び裏地を含む）の燃焼性：BS 5872-2
- ・カーテン及びドレープの燃焼挙動（着火性及び火炎伝播）：BS EN 1101（着火性）、BS EN 1102（火炎伝播）

このうち、BS 5872-2はBS 5867-2「カーテン、ドレープ及びウインドブラインド用布地-パート2：燃焼性要求事項-仕様（Fabrics for curtains, drapes and window blinds-Part 2：Flammability requirements-Specification）」に改定されている。

カーテンの試験方法に関する主な参照規格は、次の通りである。

- 1) BS EN ISO 6940「布地-燃焼特性-垂直方向の試験サンプルにおける着火容易性の決定（Textile fabrics-Burning behavior-Determination of ease of ignition of vertically oriented specimens）」
- 2) BS EN ISO 6941「布地-燃焼特性-垂直方向の試験サンプルにおける燃焼速度特性の測定（Textile fabrics-Burning behaviour-Measurement of flame spread properties of vertically oriented specimens）」
- 3) ISO 15025「防護服-熱及び火炎に対する防護-限定された火炎伝播の試験方法（Protective clothing-Protection against heat and flame-Method of test for limited flame spread）」

②試験方法

- 1) BS EN ISO 6940における試験手順の概略は次の通りである。

【表面着火（Surface ignition）試験の手順】

1. 200±2mm×80mm±2mmの試験サンプルを作成する
 2. 試験サンプルをサンプルホルダーにセットし、垂直方向の長さ又は幅を記録する
 3. 接炎後、着火までの時間を記録し、これを接炎時間とする
 4. 接炎時間及び着火が発生したかどうかを記録する
 5. 試験サンプルが着火した場合には次の試験サンプルの接炎時間を1秒短くし、着火しなかった場合には試験サンプルの接炎時間を1秒長くする
- 試験サンプルが着火した場合にはそれを着火サンプルとし、着火しなかった場

合には非着火サンプルとする

6. 5に従って、少なくとも5つの着火サンプル及び5つの非着火サンプルができるまで試験を継続する
ただし、接炎時間1秒で着火が続く場合、少なくとも5つの着火サンプルを得るまで試験を続ける
また、接炎時間20秒で非着火が続く場合、少なくとも5つの非着火サンプルを得るまで試験を続ける

【下側エッジ部着火 (Bottom edge ignition) 試験の手順】

1. 200±2 mm×80mm±2 mmの試験サンプルを作成する
2. 試験サンプルをサンプルホルダーにセットし、垂直方向の長さ又は幅を記録する
3. 接炎後、着火までの時間を記録し、これを接炎時間とする
4. 接炎時間及び着火が発生したかどうかを記録する
5. 試験サンプルが着火した場合には次の試験サンプルの接炎時間を1秒短くし、着火しなかった場合には試験サンプルの接炎時間を1秒長くする
試験サンプルが着火した場合にはそれを着火サンプルとし、着火しなかった場合には非着火サンプルとする
6. 5に従って、少なくとも5つの着火サンプル及び5つの非着火サンプルができるまで試験を継続する
ただし、接炎時間1秒で着火が続く場合、少なくとも5つの着火サンプルを得るまで試験を続ける
また、接炎時間20秒で非着火が続く場合、少なくとも5つの非着火サンプルを得るまで試験を続ける

BS EN ISO 6940の試験結果例を次に示す。

表 BS EN ISO 6940の試験結果例¹

試験番号	接炎時間(秒)	結果
1	6	X
2	5	X
3	4	X
4	3	0
5	4	0
6	5	X
7	4	0
8	5	X
9	4	X
10	3	0
11	4	X
12	3	0

¹ 結果欄には、当該試験サンプルが着火した場合はXを、非着火した場合には0を記入

2) BS EN ISO 6941における試験手順の概略は次の通りである。

【表面着火 (Surface ignition) 試験の手順】

1. 560mm×170mmの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルのエッジ部に沿って直径約4mmの穴をあける
3. 決められた3箇所 (上部、中部及び下部) に印 (マーカー) をつける
4. 試験サンプルをサンプルホルダーにおき、サンプルホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの表面を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 接炎中及び接炎後にわたり、3箇所の各マーカーまでの燃焼時間を測定する

【下側エッジ部着火 (Bottom edge) 試験の手順】

1. 560mm×170mmの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルのエッジ部に沿って直径約4mmの穴をあける
3. 決められた3箇所 (上部、中部及び下部) に印 (マーカー) をつける
4. 試験サンプルをサンプルホルダーにおき、サンプルホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの下側エッジ部を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 接炎中及び接炎後にわたり、3箇所の各マーカーまでの燃焼時間を測定する

3) ISO 15025における試験手順の概略は次の通りである。

【A (表面着火) 試験の手順】

1. $200 \pm 2 \text{ mm} \times 160 \pm 2 \text{ mm}$ の試験サンプルを6枚 (1セット3枚) 作成する
2. 試験サンプルの各コーナーに直径約4mmの穴をあける
3. 決められた位置に印 (マーカー) をつける
4. 試験サンプルをサンプルホルダーにおき、サンプルホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの表面を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 試験を観察し、残炎時間及び残じん時間を測定する

【B (下側エッジ部着火) 試験の手順】

1. $200 \pm 2 \text{ mm} \times 160 \pm 2 \text{ mm}$ の試験サンプルを6枚 (1セット3枚) 作成する
2. 試験サンプルの各コーナーに直径約4mmの穴をあける
3. 決められた位置に印 (マーカー) をつける
4. 試験サンプルをサンプルホルダーにおき、サンプルホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの下側エッジ部を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 試験を観察し、残炎時間及び残じん時間を測定する

③判定基準

BS 5867 - 2における判定基準は次の通りである。

【タイプA】

- BS EN ISO 6941における試験方法で、少なくとも4つの試験サンプルで最下部

境界の燃焼が垂直方向いずれのエッジ部に到達しないこと、かつ1番目（下部）のマーカまで燃えないこと

【タイプB】

- ISO 15025における試験方法で、試験サンプルに穴が開いていない、又は試験サンプルの最下部境界の燃焼がトップ（top）エッジ部又は垂直方向いずれのエッジ部に到達しないこと
- 1つの試験サンプルが上記に適合しない場合、さらに6つの試験サンプルで試験を実施し、全ての試験サンプルで上記に適合すること

【タイプC】

- ISO 15025における試験方法で、試験サンプルに穴が開いていない、又は試験サンプルの最下部境界の燃焼がトップ（top）エッジ部又は垂直方向いずれのエッジ部に到達しないこと、かつ残炎時間又は残じん時間が2.5秒を超えないこと

3.1.1.4. じゅうたん

①法規制

じゅうたんはFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、大規模集会施設の火災リスクアセスメントでは、BS 5287「BS 4790で試験した繊維床仕上げの評価及びラベリングの仕様（Specification for assessment and labelling of textile floor coverings tested to BS 4790）」を参照することとしている。試験方法に関する参照規格は次の通りである。

- ・BS 4790「布製フローカーカバーにおける小規模着火源の影響決定方法（高温金属ナット法）（Method for determination of the effects of a small source of ignition on textile floor coverings (hot metal nut method)）」

②試験方法

BS 4790における試験手順の概略は次の通りである。

1. 300mm×300mmの試験サンプルを少なくとも3枚用意する
2. 取り付け方法は、固定なし（loose-laid）、完全接着（fully-adhered）、下張りありで固定なし（loose-laid with underlay）の3種類のうち、いずれか1種類で行う
3. 試験チャンバー（chamber）上に試験サンプルを置き、クランピングリングで固定する
4. 900±20℃に熱したナットを中央に置く。30±2秒間経過後、ナットを取り出し、火が消えるまで待つ
5. クランピングリング（clamping ring）に火が到達していなければ、以下の時間をストップウォッチで記録する
 - a) ナットを置いた時間から火が消えるまでの秒数
 - b) 火が消えたあとの燃焼、及び/又はくすぶっていた秒数
6. クランピングリングに火が到達した場合には、ナットを置いてからリングに到達する秒数を記録する

7. クランピングリングを外す前に、透明格子（transparent grid）を用いて、影響のあった範囲の円の半径を計測し記録する
8. 裏面の影響範囲の円の半径も観測可能な場合には、6と同様の方法で計測し記録する
9. 試験サンプルに着火しなかった場合には、その旨を記録する

③判定基準

BS 5287による評価では、影響のあった範囲の半径により、ラベルの内容が異なる。半径とラベル表示の対応関係は次の通りである。

影響範囲の半径	ラベル上に与えられる情報
35mm以下	BS 4790で適切な方法*により試験された場合、このじゅうたんの着火の影響範囲は小半径（35mm以下）である。
35mmを超え75mm以下の場合	BS 4790で適切な方法*により試験された場合、このじゅうたんの着火の影響範囲は小半径（35mm以下）である。
75mmを超える場合	BS 4790で適切な方法*により試験された場合、このじゅうたんの着火の影響範囲は大半径（75mm以上）である。

*BS 4790の試験サンプルの取り付け方法は、以下を示す。

- 方法1：固定せずに置く
- 方法2：完全接着
- 方法3：下張りありで固定せずに置く

3.1.1.5. 装飾幕、広告・宣伝幕

装飾幕、広告・宣伝幕はFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、大規模集会施設の火災リスクアセスメントでは、装飾幕、広告・宣伝幕に関する具体的な記述はないが、3.2.1.1.～3.2.1.4.に当てはまる製品は、それぞれ該当する規格が適用される。また、体育館設備としてBS 1892 - 2²が参照されている。

3.1.2. 病院等

病院等に関する規制としては、ヘルスケア施設の火災リスクアセスメント（Fire safety Risk Assessment-health care premises-）が病院、その他ヘルスケア施設に適用されるが、基本的には火災安全規則HTM05 - 03 Part Cを参照している。従って、本稿では、病院等に関する規則としてHTM05 - 03 Part Cについて記載する。

3.1.2.1. 寝具（マットレス）

マットレス（ベッド、ソファベッド、クッション、枕等の寝具）はFFRの規制対象となる製品である。

また、HTM05 - 03 Part Cにおいても同様の規格が参照されている。FFRに関する試験方法等については、前号3.1.1.を参照のこと。

2 現在、この規格番号は廃止され、設備ごとに複数の規格に置き換えられている。

3.1.2.2. 布張り家具

布張り家具を含む家具はFFRの規制対象となる製品である。

また、HTM05-03 Part Cにおいても同様の規格が参照されている。試験方法等については、前号3.1.2.を参照のこと。

3.1.2.3. カーテン

カーテンはFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、HTM05-03 Part Cでは遵守規程が記載されており、詳細な技術（試験）基準については、BS 5867-2「カーテン及びウインドブラインド用布地-パート2：燃焼性要求事項-仕様 (Fabrics for curtains, drapes and window blinds-Part 2 : Flammability requirements-Specification)」を参照している。

試験方法等については、3.2.1.3.を参照のこと。

3.1.2.4. じゅうたん

①法規制

じゅうたんはFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、HTM05-03 Part Cでは、布製フロアーカバー (Textile floor coverings) について遵守規程が記載されており、じゅうたんの試験方法については、以下を参照している。

- 1) ISO 9239-1「床材の火災伝播試験-パート1：輻射熱源を使用した燃焼性状の決定 (Reaction to fire tests for floorings-Part 1 : Determination of the burning behaviour using a radiant heat source)」を参照している。

②試験方法

- 1) ISO 9239-1における試験手順の概略は次の通りである。

1. 1050±5 mm×230±5 mmの試験サンプルを6枚（1セット3枚）作成する
2. 決められたサブストレート (substrate) 上に試験サンプルを置く
3. 300±10mm×450±10mmの輻射パネルをセットし、パイロットバーナーで少なくとも1時間熱し、試験チャンバー (chamber) 内の温度を安定させる
4. 熱流束を測定し、熱流束プロファイルを作成する
5. 試験サンプルを試験チャンバーにセットする
6. 試験サンプルのエッジ部から10mmの位置にパイロットバーナーで10分間接炎する
7. 10分間隔で試験を行い、燃焼範囲を測定する
8. 30分間試験を継続する
9. 臨界熱流束 (Critical heat flux)³を計算する

3 炎が消火した時点の熱流束、又は30分（試験時間）後の熱流束のいずれか低い値

③判定基準

クラス	試験方法（該当規格）	判定基準
B _{fi}	ISO 9239 - 1	臨界熱流束 $\geq 8.0\text{kW}/\text{m}^2$
C _{fi}	ISO 9239 - 1	臨界熱流束 $\geq 4.5\text{kW}/\text{m}^2$
D _{fi}	ISO 9239 - 1	臨界熱流束 $\geq 3.0\text{kW}/\text{m}^2$

3.1.2.5. 装飾幕、広告・宣伝幕

装飾幕、広告・宣伝幕はFFRの規制対象となる製品ではない。

一方、HTM05-03 Part Cの17章「仮設構造物（大型テント等）の使用」では、室内装飾の燃焼挙動評価は5章「家具」に従うこと、との記載がある。ただし、5章「家具」では、カーテン及びドレープ、ブラインド、カーテンヘッド用テープ、じゅうたん（布製フローアカバー）についての記載があるのみである。

— 消 防 機 関 の 皆 さ ま へ —

防災物品・防災製品の普及・奏効例を

☆お知らせください☆



防災物品（カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート）、防災製品（寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか）の普及活動事例及び火災をくい止めた実例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

（公財）日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692

「敷布・ふとんカバー」の新基準認定品は 非防炎のふとんに被せても安心

防炎製品「寝具類／敷布・ふとんカバー類」は、平成23年に防炎製品性能試験基準を改正し、同年9月1日より新基準を施行しました。

従来の性能試験基準と改正後の性能試験基準の違いは以下の通りです。

敷布・ふとんカバー性能試験基準の改正

＜従来＞ 側地単独の“45°メセナミン法”試験（溶融タイプは45°コイル法も）で評価する。

*この基準は、あくまで防炎ふとんと併用を前提としています。

＜改正＞ 袋状の敷布カバー側地で非防炎の標準ふとん（側地／詰物＝綿100％／綿100％）を覆った試験体をふとん（完成品）と同様の試験“45°メセナミン法&水平たばこ法”で評価する。

要は燃えやすいふとんに敷布・カバーを被せた状態で燃焼試験を行います。この試験に合格すれば、現在使用中の普通のふとんに新基準の敷布・カバーを被せることにより、小さな火源や火の付いたたばこであれば、ふとんが火災に発展しないようガードする防炎性能を有することになります。

ご高齢の方、お身体の不自由な方、寝たばこが心配な方、病院や介護施設の寝具には防炎製品の“ふとんや枕”“シーツやふとんカバー”“毛布”を是非ご使用ください。

防炎製品の寝具類の購入先、取扱い店舗がよくわからない場合は、日本防炎協会のホームページの「防炎品取扱店検索（全国の取扱店舗）」をご覧ください。あるいは、日本防炎協会技術部までお問い合わせください。

＜防炎製品製造事業者様へ＞

上記の「敷布・ふとんカバー」旧基準認定品は平成28年12月末で全て失効します。

すなわち、これ以降は旧基準認定品に防炎製品ラベルを貼付する事は出来ません。

（注）寝具類側地には「寝具用側地（ふとん側地・マットレス側地）」と「敷布・ふとんカバー」の2種類があります。旧基準の「敷布・ふとんカバー」認定品側地を「寝具用側地」用途としても販売供給されるのであれば、寝具用側地への区分（種類）変更を技術部に平成28年12月末までに申し出ていただければ認定更新を受付いたします。

業界の皆様には引き続き、新基準対応敷布・カバーの開発推進に期待いたします。

＜消費者の皆様へ＞

防炎ふとん、防炎シーツ・ふとんカバーは、一般品に比べ価格はやや高いですが、安心の眠りを得るためにご購入を検討していただくことをお願いいたします。

バリアフリー展 出展報告

(公財)日本防災協会 広報室

平成28年4月21日(木)から23日(土)までインテックス大阪において今年も「バリアフリー展2016」が開催されました。

“高齢者・障害者の快適な生活を提案する総合福祉展”として開催される展示会で、介護・病院・施設職員をはじめ、障害者とその家族、学生、住宅関連企業の方、また一般の特に年配の方々やご家族連れで毎年盛況な展示会です。今年の来場者数は初日が雨にもかかわらず93,598人(主催者発表)でした。



協会ブース

協会ブースでは今年も各種防災品の展示、防災品説明パネル、DVD映像、燃焼比較実験を行い大勢の方に立ち寄っていただき防災の効果を確認していただく事ができました。

また、今回も防災品の認知度アンケートを行い、御来場の方々がどれ位防災品を知って(使って)いただいているのか

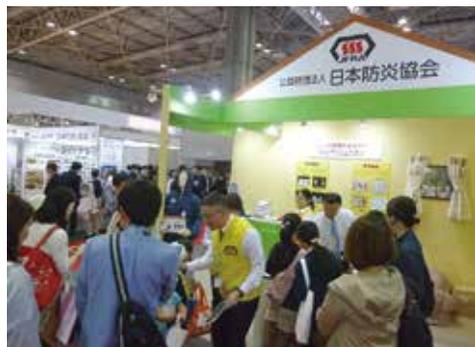
を調査しました。

アンケートに参加された方には“くじ引き抽選”を行い景品に防災製品や協会ノベルティを提供し大変好評でした。

燃焼比較実験には大勢の方が興味を示し、防災品と一般品の燃え方の違いを目の当たりにし“防災”の効果を確認していただく事ができました。



燃焼比較実験の様子



ブース前でのアンケート調査

展示会開催前には熊本地震があり、防火と共に防災、地震対策に関心が集まり展示している頭巾や非常用持出袋、また着たまま避難時必要な物が収納できる“ハコベスト”にも皆さんの関心が寄せられていました。

関西地区は阪神淡路の震災を経験しているので「大震災後、住宅は耐震化が進んだが火災が怖い」とか「施設で働いて



大勢の来場者で賑わうブース



ハコベスト

いるといざ火災の時に入所者のお年寄りをお助け出す時間を稼げる防災品は必要だね」など。色々など意見をいただきました。

市民の皆様にご覧いただき直接防災品や燃焼実験を見ていただける機会はあまり多くはありませんが今後も積極的にイベント等にも参加し防災品の普及広報を図ってまいります。

アンケート結果は次のとおりです。

認知度アンケート

集計総数895 (4/21:218 4/22:210 4/23:467)

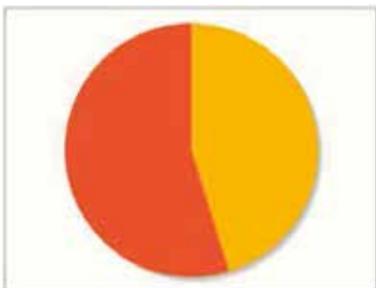
Q1: あなたの年齢はおいくつですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	10代	98	10.9%
2	20代	141	15.8%
3	30代	148	16.5%
4	40代	200	22.3%
5	50代	159	17.8%
6	60代	108	12.1%
7	70代以上	41	4.6%
8	無回答	0	0.0%

回答者数：895

Q2: あなたの性別を教えてください



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	男性	412	46.0%
2	女性	483	54.0%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

Q3: 「防災」(ぼうえん)という言葉をご存知ですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	671	75.0%
2	いいえ	224	25.0%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

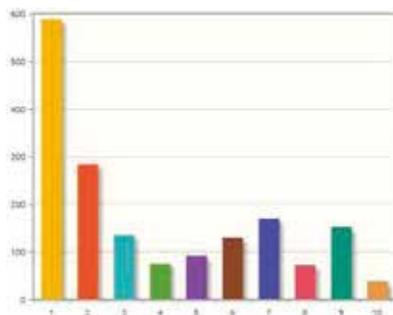
Q4: 「防災品 (ぼうえんひん)」をご存知ですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	529	59.1%
2	いいえ	366	40.9%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

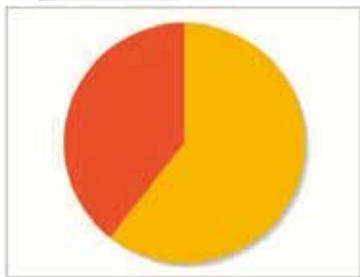
Q5: どのような防災品をご存知ですか？
(複数回答可)



No.	回答タイトル	回答
1	カーテン	589
2	じゅうたん	284
3	エプロン (かっぱうぎ)	135
4	アームカバー	75
5	パジャマ	91
6	シーツ	129
7	ふとん	170
8	椅子・ソファ	72
9	どの防災品も知らない	151
10	その他	38

回答者数：808

Q6:  こちらのラベルをご存知ですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	542	60.6%
2	いいえ	353	39.4%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

Q7:  こちらのラベルをご存知ですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	170	19.0%
2	いいえ	725	81.0%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

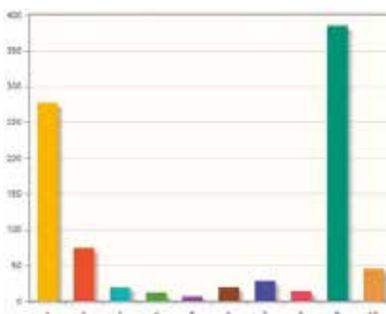
Q8: 防炎品をすでにお使いですか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	302	33.7%
2	いいえ	593	66.3%
3	無回答	0	0.0%

回答者数：895

Q9: どの防炎品をお使いですか？
(複数回答可)



No.	回答タイトル	回答
1	カーテン	276
2	じゅうたん	74
3	エプロン (かっぱうぎ)	20
4	アームカバー	12
5	パジャマ	6
6	シーツ	20
7	ふとん	28
8	椅子・ソファ	14
9	使ったことがない	384
10	その他	45

回答者数：727

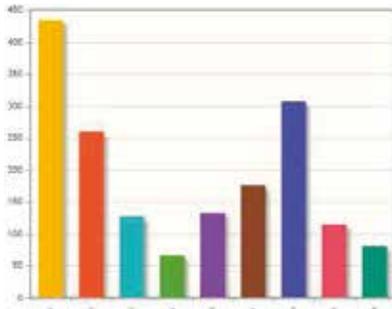
Q10:防災品を使ってみたい（購入したい）と思いますか？



No.	回答タイトル	回答	回答比率
1	はい	783	87.5%
2	いいえ	108	12.1%
3	無回答	4	0.4%

回答者数：895

Q11:どの防災品を使ってみたいですか？
(複数回答可)



No.	回答タイトル	回答
1	カーテン	434
2	じゅうたん	259
3	エプロン (かっぱぼうぎ)	127
4	アームカバー	66
5	パジャマ	132
6	シーツ	175
7	ふとん	306
8	椅子・ソファー	114
9	その他	80

回答者数：837

平成28年度消防機器等関係者表彰式 ((一社)全国消防機器協会設立50周年記念式典) 開催される

(公財)日本防災協会 総務部

平成28年度消防機器等関係者表彰式((一社)全国消防機器協会設立50周年記念式典)が平成28年5月31日(火)に明治記念館「曙の間」で開催され、消防機器、消防設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。

平成28年度消防機器等関係者表彰について

消防機器等関係者表彰は、①消防機器等に関する発明、考察又は技術の向上若しくは普及に貢献し、他の模範となる者、②協会又は正会員団体の業務の推進又は拡充に努め、その功績顕著である者、③企業等の近代化又は経営の合理化に努め、他の模範となる者を一般社団法人全国消防機器協会会長が表彰するもので、平成28年度は51名の方が受賞されました。



このうち、防災関係での栄えある受賞者は次の方々です。

平成28年度消防機器等関係者表彰受賞者（防災関係）

（氏名：五十音順）

氏名	所属	役職
池田 努	西川産業株式会社	品質管理室長兼お客様相談室長
岩野 彰	日本建設インテリア事業協同組合連合会	副会長
久保田 清	日本室内装飾事業協同組合連合会	理事 内装士・教育委員会委員長
小林 寿太郎	小林防火服株式会社	代表取締役
白木 英明	コーテック株式会社	取締役技術開発部長
矢内 雅造	アラデン株式会社	代表取締役



（左から久保田氏、岩野氏、矢内氏、小林氏、池田氏、白木氏）

表彰式では、一般社団法人全国消防機器協会 北爪敬治会長の式辞の後、同会長からそれぞれの受賞者に対して賞状が授与されました。次いで来賓を代表して、佐々木敦朗消防庁長官からご挨拶がなされ、続いて消防庁 鈴木康行予防課長、全国消防長会 高橋淳会長、日本消防検定協会 坂井秀司理事長がそれぞれ祝辞を述べられました。

なお、今回の（一社）全国消防機器協会設立50周年記念式典において、同協会より当協会に対し感謝状が授与されました。

予防広報委員会開催される

(公財)日本防災協会

平成28年6月29日（水）14時から、TKP東京駅前カンファレンスセンター4階会議室において、予防広報委員会を開催しました。

同委員会では、防火対象物における火災予防対策の一環として防災品の役割及びその普及方法について検討するため、当協会が設置しているもので、丸山理事長及びオブザーバーである消防庁鈴木予防課長挨拶の後、議題に沿って説明と質疑応答、意見交換が行われました。

各委員からの報告においては、各都市における防災品の普及促進に関する情報や奏効事例が含まれていました。奏効事例については、今後、防災ニュースで順次紹介してまいります。



1 議題

- (1) 平成27年度事業報告
- (2) 防災品（防災物品、防災製品）のラベル交付実績
- (3) 平成28年度事業計画
- (4) 防災品の普及広報活動
- (5) 各消防本部からの回報資料
住宅防火対策事業の支援として、日本防災協会が配布した防災製品の活用状況
防災物品、防災製品の奏効事例
防災防火対象物に対する防災製品を導入した事例
防災品普及広報活動の取組状況について
日本防災協会への要望事項

2 出席者

出席委員は以下のとおりです。

委員長	丸山 浩司	公益財団法人日本防災協会理事長
委員	萬年 清隆	札幌市消防局予防部長
委員	平 久大	仙台市消防局予防部長
委員	関根 正明	さいたま市消防局予防部長
委員	榎 一郎	千葉市消防局予防部長
(代)	谷山 明子	東京消防庁予防部副参事
委員	松田 康博	横浜市消防局予防部長
委員	原 悟志	川崎市消防局予防部長
委員	佐藤 政美	相模原市消防局副消防局長
委員	齋藤 利通	新潟市消防局次長
委員	村田 吉伸	静岡市消防局予防担当部長
委員	伊藤 晃	浜松市消防局消防次長（予防課長事務取扱）
委員	星野 安彦	名古屋市消防局予防部長
委員	立入 正浩	京都市消防局予防部長
委員	山下 毅	大阪市消防局予防部長
委員	大上 仁司	堺市消防局予防部長
委員	瀬川 巖	神戸市消防局予防部長
委員	藤原 誠	岡山市消防局審議官
委員	土田 久好	北九州市消防局予防部長
委員	益永 誠	福岡市消防局予防部長
委員	三賀山 賢正	熊本市消防局予防部長
オブザーバー	鈴木 康幸	消防庁予防課長

※（代）は委員の代理として出席

平成27年度事業報告書及び 決算報告書の概要

(公財)日本防災協会

平成28年6月2日(木)に開催された第22回理事会(定時)において平成27年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。次いで6月22日(水)に開催された第11回評議員会(定時)において平成27年度事業報告書が報告され、また決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。その概要は以下の通りです。

平成27年度事業報告書

I 協会の概要

1 会員の現況

平成27年度中における会員の異動状況は次表のとおりである。

表1 会員の異動状況

区 分		入 会	退 会	27年度末
普通会員	団 体			14
	法 人	6	10	337
賛 助 会 員				4
合 計		6	10	355

2 理事会・評議員会の開催状況

平成27年度における理事会・評議員会の開催状況は次のとおりである。

(1) 第19回理事会(平成27年6月2日)

決議(承認)事項

- ・平成26年度事業報告書(案)について
- ・平成26年度決算報告書(案)について
- ・役員等候補者に関する情報(案)について
- ・第9回評議員会(定時)の開催について(案)
- ・役員の賞与について(案)

報告事項

- ・平成27年度の業務執行状況について
- ・会員の異動について

(2) 第9回評議員会(27年6月22日)

決議(承認)事項

- ・評議員会議長の互選について
- ・平成26年度決算報告書(案)について
- ・役員等の選任について

- ・役員等候補選出委員会委員の選出について
報告事項
 - ・平成26年度事業報告書について
- (3) 第20回理事会（平成27年6月22日）
決議（承認）事項 *決議の省略の方法による
 - ・理事長の選定について
 - ・協会幹部職員の任命について
- (4) 第21回理事会（平成28年3月7日）
決議（承認）事項
 - ・平成28年度事業計画書（案）について
 - ・平成28年度収支予算（案）について
 - ・定款の変更（案）について
 - ・第10回評議員会（臨時）の開催について
 報告事項
 - ・平成27年度職務執行状況・決算見込みについて
 - ・会員の異動について
- (5) 第10回評議員会（平成28年3月25日）
決議（承認）事項
 - ・評議員会議長の互選について
 - ・定款の変更（案）について
 報告事項
 - ・平成27年度決算見込みについて
 - ・平成28年度事業計画書について
 - ・平成28年度収支予算について

3 評議員・役職員の状況

評議員・役員及び職員の状況は次表のとおりである。

表2 評議員・役員の状況（平成28年3月31日）

区 分	常 勤	非常勤	合 計
評議員		23	23
理 事	4	11	15
監 事		2	2

表3 職員の状況（平成28年3月31日）

区 分	常 勤	非常勤	合 計
職 員	47	2	49

4 行事及び各種委員会

(1) 行事

① 防災関係功労者表彰式の開催

ア 平成27年5月29日に、平成27年度の消防機器等関係者表彰式（（一社）全国消防機器協会会長表彰）が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

イ 平成27年11月4日に、平成27年度の消防機器開発普及功労者表彰式（消防庁長官表彰）が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

ウ 平成27年11月20日に、平成27年度の防災関係者表彰式（理事長表彰）を開催し、

永年にわたり防災品の開発や普及に努め、防災関係の発展に多大な貢献をした功労者を表彰した。

協会関係の功労者表彰の状況は次表のとおりである。

表4 平成27年度防災関係者表彰等の状況

表彰の種類等	表彰者数
消防機器等関係者表彰	7人
消防機器開発普及功労者表彰	3人
防災関係者表彰	19人・1法人

② 消防関係専門紙（誌）に対する業務説明会の開催

平成27年6月12日に、消防関係専門紙（誌）に対する平成27年度の業務説明会を開催した。

③ 新年賀詞交歓会の開催

平成28年1月7日に、会員相互の親睦と行政機関・諸団体との意見交換を目的とした新年賀詞交歓会を開催した。

(2) 各種委員会

① 予防広報委員会の開催

平成27年6月10日に、火災予防対策の一環として、防災業務の役割及びその普及方法について協議するため、平成27年度の予防広報委員会を開催した。

② ISO/TC94/SC14国内対策委員会（消防隊員用個人防護装備）の開催

ISO/TC94/SC14国内対策委員会を3回開催し、消防隊員用個人防護装備について日本の意見集約をした。

II 事業

1 共通事項

(1) 事業全般

防災品に係る防災性能確認等のための試験及び審査、防災品に係る防災表示ラベルの交付及び適正管理、防災品に係る品質管理検査及び確認並びに関連事業者への指導等、防災技術向上のための専門技術者講習会、防火・防災思想普及に関する広報及び防災講座等の諸活動、国内外の防災関係機関との情報交流・資料収集等及び防災に関する調査研究等の事業を実施した。

(2) 広報・普及業務

平成27年度においては、消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携した防災品の普及の促進、住宅防火対策等の推進、広報誌「防災ニュース」・ホームページを通じた防災品の普及、地域における展示会や各種イベントへの参加を通じた防災品の普及促進に努めた。

(3) 調査研究業務

防災品の防災性能の確認及び品質管理業務の推進並びに防災品の普及促進等を図るため、防災規制、防災性能試験、防災品普及の状況等の調査研究を実施し、調査結果をホームページ等で紹介するなど情報の提供に努めた。

(4) 部会活動

会員が中心となって防災品に係る諸課題を検討する場として部会（11部会）を設置しているが、各部会では、防災品の普及、使用方法、環境問題への対応、性能試験法等に関し、情報を交換し、防災品の改善に資することを目的として活動しており、平成27年度の開催状況は次表のとおりである。

表5 部会の開催状況

区 分	開催の状況
二次加工部会	平成27年 5月18日
合板部会	平成27年 7月7日
布張家具等部会	平成27年 7月31日
カーテン等・整染合同部会	平成27年 9月9日
重布染色加工部会	平成27年 10月8日
寝具等部会	平成27年 11月6日
防災薬剤部会	平成27年 11月6日
広告幕部会	平成28年 2月9日
消防・防災用品部会	平成28年 3月1日

2 広報・普及業務（公益目的事業・収益事業1）

(1) 防災品の普及促進

- ① 障がいを持つ児童の自立支援の一環として特別支援学校（69校）に防災品を寄贈した。
（北海道64校・名古屋市5校）
- ② 防災の知識、技術等を普及するための防災講座を97回開催した。
- ③ 中学生向け防災品普及啓発用DVDを制作した。
- ④ 各種イベントへ参加し、防災品の普及広報を推進した。
ア バリアフリー 2015（平成27年4月16日～18日）
イ 第42回国際福祉機器展H.C.R.2015（平成27年10月7日～9日）
- ⑤ 出展を要請する消防署主催のイベントに参加するほか、希望する消防署には防災品や広報用資機材を貸与した。

(2) 消防関係機関等との協力・連携関係の強化

- ① 消防機関等が行う住民向け防災指導で活用する燃焼比較実験用資機材等を貸与した。
- ② 防災品普及広報ポスターを制作し、全国の市区町村・消防機関に15万枚配布した。
- ③ 住宅防火対策の一環として消防本部が主催する住宅防火対策事業に防災製品を1,490セット提供した。
- ④ 消防庁及び住宅防火対策推進協議会が主催し、全国4カ所で行った「平成27年度住宅防火防災推進シンポジウム」に参加し、防災品の広報を実施した。
- ⑤ 消防機関、全国消防長会等が主催する各種会議に参加し、防災に関する情報の提供、意見の交換等を行った。
- ⑥ 高層用住宅向け防災物品普及促進ポスター・チラシを制作し、全国の政令都市等の消防本部に配付した。
- ⑦ （一財）全国消防機器協会社会貢献事業に参加し、全国20か所の町会・自治会に防災製品を寄贈した。

(3) 広報媒体による防災思想の一般消費者等への更なる周知

- ① 広報誌「防災ニュース」を季刊発行し、消防本部から提供された防災品の奏効事例を継続的に掲載するなどして全国に情報提供した。
- ② ケーブルテレビ2局とラジオ2局で防災品の広報を実施した。

3 試験・技術業務

(1) 試験業務

- ① 防災物品等の防災性能確認試験（公益目的事業）
登録表示者からの申請による防災性能を有することを確認するための試験を次表のとおり実施した。

表6 防災物品等の防災性能確認試験実施状況

防災物品等の種類	27年度	26年度
カーテン	1,067	953
布製ブラインド	212	153
工事用シート	108	89
合板	17	14
じゅうたん等	722	721
防災薬剤	0	1
合 計	2,126	1,931
前年度比 (%)	110.1	—

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

② 防災製品の防災性能確認試験（収益事業1）

防災製品の認定のため、防災性能を有することを確認するための試験を次表のとおり実施した。

表7 防災製品の防災性能確認試験実施状況

防災製品の種類		27年度	26年度
① 寝具類	側地類	29	10
	ふとん類	25	26
	毛布類	18	20
② テント類	}	465	}
③ シート類			
④ 幕 類			
⑤ 非常持出袋	4	2	
⑥ 防災頭巾等	12	18	
⑦ 防災頭巾等側地	7	11	
⑧ 防災頭巾等詰物類	5	11	
⑨ 衣服類	材料	0	0
	完成品	2	8
⑩ 布張家具等	10	18	
⑪ 布張家具等側地	13	15	
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー	0	0	
⑬ ローパーティションパネル	10	53	
⑭ 襖紙・障子紙等	0	8	
⑮ 展示用パネル	18	22	
⑯ 祭 壇	0	0	
⑰ 祭壇用白布	0	3	
⑱ マット類	5	6	
⑲ 防護用ネット	21	12	
⑳ 防火服	2	1	
㉑ 防火服表地	1	0	
㉒ 木製等ブラインド	17	7	
㉓ 活動服	4	1	
㉔ 災害用間仕切り等	10	1	
㉕ 作業服	0	0	
合 計	678	657	
前 年 度 比 (%)	103.2	—	

- ③ 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託（公益目的事業）
登録表示者の品質管理等のための防災性能試験を次表のとおり実施した。

表8 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

防災物品等の種類	27年度	26年度
カーテン	137	125
布製ブラインド	48	71
工事用シート	462	461
合板	7	6
じゅうたん等	494	423
防災薬剤	2	0
合計	1,150	1,086
前年度比 (%)	105.9	—

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

- ④ 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託（収益事業1）
防災製品の品質管理等のための防災性能試験を次表のとおり実施した。

表9 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

防災製品の種類		27年度	26年度	
① 寝具類	側地類	7	5	
	詰物類	(中わた等)	0	0
		(羽毛)	0	0
	ふとん類	32	18	
	毛布類	10	3	
② テント類	}	379	403	
③ シート類				
④ 幕類				
⑤ 非常持出袋		12	2	
⑥ 防災頭巾等		22	7	
⑦ 防災頭巾等側地		3	3	
⑧ 防災頭巾等詰物類		0	2	
⑨ 衣服類	材料	1	0	
	完成品	2	3	
⑩ 布張家具等		22	15	
⑪ 布張家具等側地		15	3	
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー		0	0	
⑬ ローパーティションパネル		8	7	
⑭ 襖紙・障子紙等		4	3	
⑮ 展示用パネル		18	31	
⑯ 祭壇		0	0	
⑰ 祭壇用白布		1	0	
⑱ マット類		2	2	
⑲ 防護用ネット		13	15	
⑳ 防火服		0	4	
㉑ 防火服表地		0	1	
㉒ 木製等ブラインド		4	5	

㉓ 活動服	0	0
㉔ 災害用間仕切り等	2	0
㉕ 作業服	0	0
合 計	557	532
前 年 度 比 (%)	104.7	—

⑤ その他の依頼試験（収益事業1）

防災物品、防災製品以外のものの防災性能試験（性能試験基準・判定基準なし）を次表のとおり実施した。

表10 その他の試験実施状況

27年度試験事例と件数		26年度試験事例と件数	
船舶用椅子張地・詰物	0	船舶用椅子張地・詰物	5
フィルター（レンジフード用その他）	3	フィルター（レンジフード用その他）	4
防音・吸音・仮設用パネル	3	防音・吸音・仮設用パネル	11
各種材料生地・シート	19	各種材料生地・シート	12
洗濯前処理のみ（カーテン他）	31	洗濯前処理のみ（カーテン他）	10
その他	2	その他	7
合 計	58	合 計	49
前 年 度 比 (%)	118.4	—	—

⑥ 災害・機器故障・試験業務効率化を含め事業継続体制の強化

ア 新規水洗い洗濯機は「同等以上の洗たく性能を有する方法」として消防庁の了承を得た。平成28年度に使用開始する。（公益目的事業・収益事業1）

イ 新規ドライクリーニング機は「同等以上の洗たく性能を有する方法」として条件設定を完了。（公益目的事業・収益事業1）

ウ SMILE DB及び共有ホルダーのバックアップサーバーを大阪事務所に設置（6月稼働）（公益目的事業・収益事業1）

エ 東京試験室と大阪試験室の連携を強化し、洗たく業務の応援体制、試験業務の平準化等により、納期短縮に努めた。（公益目的事業・収益事業1）

(2) 技術業務

① カーテンの防災性能の経年変化継続調査（公益目的事業）

6年経過（実使用）したカーテンの防災性能試験を実施した。大きな変化は見られなかった。また、5年経過後の中間報告を広報誌「防災ニュース」7月号に掲載

② 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報提供

ア 建物用途別の防災品に関する海外の法規制に関する情報を防災ニュースに掲載
米国（連邦）：10月号、米国（カリフォルニア州）：1月号（収益事業1）

イ POPs条約での防災薬剤DBDEに関する規制の動向及び三酸化アンチモンの動向について、関係部会で情報提供（公益目的事業・収益事業1）

③ 熱溶融性繊維に対する防災性能試験の課題を洗い出し、その試験方法について検討（公益目的事業・収益事業1）

④ ISO/TC94/SC14（消防隊員用個人防護装備）の事務局として国内対策委員会を5月、9月、2月に開催、また2回の国際会議（7月：ドイツ、11月：ベルギー）の準備並びに報告を行った。（収益事業1）

⑤ 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況（公益目的事業）

防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況は次表のとおりである。

表11 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況

防災物品等の種類	新規登録件数	登録失効件数	27年度末有効登録件数		26年度末有効件数
				再登録件数	
カーテン	877	696	6,402	1,193	6,221
布製ブラインド	183	168	1,485	295	1,470
工事用シート	90	52	654	134	616
合 板	6	3	141	41	138
じゅうたん等	631	506	6,847	1,680	6,722
防災薬剤	0	2	55	12	57
合 計	1,787	1,427	15,584	3,355	15,224
前年度比 (%)	108.6	82.1	102.4	93.9	—

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

- ⑥ 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況 (収益事業1)
 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況は次表のとおりである。

表12 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況

防災製品の種類		新規認定件数	認定失効件数	27年度末有効認定件数		26年度末有効認定件数
					認定更新件数	
① 寝具類	側地類	12	12	120	2	120
	詰物類		7	2		9
	ふとん類	11	13	280	12	282
	毛布類	15	4	142	10	131
② テント類	} 341	} 168	} 2,568	} 155	} 2,395	
③ シート類						
④ 幕 類						
⑤ 非常持出袋	0	6	66	4	72	
⑥ 防災頭巾等	8	12	90	3	94	
⑦ 防災頭巾等側地	3	4	44	2	45	
⑧ 防災頭巾等詰物類	2	1	19	0	18	
⑨ 衣服類	2	6	50	4	54	
⑩ 布張家具等	10	15	131	22	136	
⑪ 布張家具等側地	6	14	132	4	140	
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー	0	0	11	0	11	
⑬ ローパーティションパネル	7	39	182	4	214	
⑭ 襖紙・障子紙等	0	0	16	0	16	
⑮ 展示用パネル	9	10	97	13	98	
⑯ 祭 壇	1	0	5	0	4	
⑰ 祭壇用白布	0	0	8	0	8	
⑱ マット類	6	2	18	2	14	
⑲ 防護用ネット	16	4	132	27	120	
⑳ 防火服	1	2	35	3	36	
㉑ 防火服表地	0	1	8	1	9	
㉒ 木製等ブラインド	9	9	41	2	41	
㉓ 活動服	0	0	7	2	7	

㊸ 災害用間仕切り等	4	5	13	2	14
㊹ 作業服	0	0	7	0	7
合 計	463	334	4,224	274	4,095
前 年 度 比 (%)	90.1	65.6	103.2	59.4	—

4 品質管理等業務

(1) 確認検査・審査の実施（公益目的事業）

登録確認機関として確認業務における品質管理に関し実施した確認検査・審査件数は次表のとおりである。

表13 品質管理に関する確認検査・審査の状況

区 分	27年度件数	27年度末登録件数	26年度件数
製造業	28	552	24
防災処理業	11	875	6
輸入販売業	45	792	38
裁断・施行・縫製業	288	31,147	292
合 計	372	33,366	360
前年度比 (%)	103.3	—	—

(2) 品質管理の推進

① 防災事業者による品質管理状況の点検強化の推進（公益目的事業・収益事業1）

自社における品質管理の適正化のための点検の実施及び品質改善の指導を推進した。

② 抜取・試買の実施

ア 「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき、次表のとおり防災物品の抜取や市販品の試買を行い、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して「防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」の運用の徹底を図り品質改善指導を推進した。（公益目的事業）

表14 防災物品の抜取・試買（試験）の実施状況

防災物品の種類	27年度件数			26年度件数
	抜取試験件数	試買試験件数	合計件数	
カーテン	371	96	467	462
布製ブラインド	27	0	27	15
工事用シート	32	7	39	38
合 板	19	41	60	51
じゅうたん等	28	5	33	28
合 計	477	149	626	594
前年度比 (%)	—	—	105.4	—

イ 「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき、次表のとおり防災製品の抜取や市販品の試買を行い、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して品質改善指導を推進した。（収益事業1）

表15 防災製品の抜取・試買（試験）の実施状況

防災製品の種類		27年度実施件数			26年度実施件数
		抜取試験件数	試買試験件数	合計件数	
① 寝具類	敷布・カバー類	1	0	1	1
	敷きふとん	1	0	1	1
	枕	0	0	0	0
	毛布	6	0	6	6
④ 幕 類	屋外用	61	4	65	61
	屋内用	4	0	4	6
⑤ 非常持出袋		2	1	3	1
⑥ 防災頭巾等		5	0	5	3
⑨ 衣服類		1	0	1	0
⑪ 布張家具等側地		2	0	2	1
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー		1	0	1	1
⑮ 展示用パネル		3	0	3	3
⑲ 防護用ネット		2	0	2	0
合 計		89	5	94	84
前年度比 (%)		—	—	111.9	—

③ 定期調査の実施

ア 登録表示者に対する定期調査の実施状況は次表のとおりである。（公益目的事業）

表16 登録表示者に対する定期調査の実施状況

区 分	製造業・防災処理業	輸入販売業	合 計
27年度実施件数	75	41	116
26年度実施件数	58	38	96

イ 防災製品認定事業所55社（26年度52社）に対して定期調査を実施した。
（収益事業1）

(3) 防災品ラベル等の交付業務

防災品ラベル等の交付に当たり、その発行を適正に、かつ効率的に行った。

ア 防災物品ラベル等の交付状況は次表のとおりである。（公益目的事業）

表17 防災物品ラベル等の交付状況

（単位：千枚）

防災物品等の種類	27年度交付枚数	26年度交付枚数
カーテン	8,821	9,582
布製ブラインド	1,356	1,322
工事用シート	7,081	6,380
合板	1,034	1,072
じゅうたん等	1,587	1,524
防災薬剤	1	1
合 計	19,880	19,881
前年度比 (%)	100.0	—

（注）カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

イ 今年度新規に、防災カーテンのトレーサビリティ確保のため、防災カーテンの製造

事業者等に照会番号を記載した補助ラベルを支給した。(31,477千枚)(公益目的事業)
ウ 防災製品ラベルの交付状況は次表のとおりである。(収益事業1)

表18 防災製品ラベルの交付状況 (単位：千枚)

防災製品の種類	平成27年度交付枚数	平成26年度交付枚数
① 寝具類	1,046	738
② テント類	8,915	9,068
③ シート類		
④ 幕類		
⑤ 非常持出袋	119	116
⑥ 防災頭巾等	482	495
⑦ 防災頭巾等側地		
⑧ 防災頭巾等詰物類		
⑨ 衣服類	21	15
⑩ 布張家具等	60	50
⑪ 布張家具等側地		
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー	74	54
⑬ ローパーティションパネル	1	0
⑭ 襖紙・障子紙等	0	1
⑮ 展示用パネル	10	6
⑯ 祭壇	28	36
⑰ 祭壇用白布		
⑱ マット類		
⑲ 防護用ネット	188	120
⑳ 防火服	17	23
㉑ 防火服表地		
㉒ 木製等ブラインド	19	10
㉓ 活動服	28	13
㉔ 災害用間仕切り等	0	0
㉕ 作業服	5	16
①～㉕の材料	91	83
合計	11,105	10,835
前年度比 (%)	102.5	—

(注) 千枚未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

5 防災技術講習事業

(1) 防災加工専門技術者講習会の開催 (収益事業2)

防災加工専門技術者に必要な知識及び技能を習得するための講習会を「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき実施した。防災加工専門技術者講習会の受講状況は次表のとおりである。

表19 防災加工専門技術者講習会の受講等状況 (単位：人)

区分	27年度	27年度末累計	26年度
受講者数	91	8,099	89
合格者数	83	6,568	82
合格率 (%)	91.2	81.1	92.1

(2) 防災加工専門技術者再講習会の開催（収益事業2）

「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき、講習修了証の交付を受けた者が防災に関する知識及び技能の更新に即応するため、修了証取得後5年に1回以上受講する再講習会を実施し、合計180名（26年度170名）が受講した。

(3) 技術等研修会の実施状況（公益目的事業）

防災性能試験実地研修会の開催

登録表示者を対象に東京試験室及び大阪試験室において、各々1回の防災性能試験実地研修会を実施し合計16名（26年度16名）の登録表示者が参加した。

貸借対照表

平成28年3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	35,545,150	45,875,745	△ 10,330,595
未収金	70,981,424	79,107,943	△ 8,126,519
前払金	3,754,875	3,806,295	△ 51,420
貯蔵品	22,463,713	17,067,365	5,396,348
流動資産合計	132,745,162	145,857,348	△ 13,112,186
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金・有価証券	670,000,000	670,000,000	0
基本財産合計	670,000,000	670,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	107,117,867	100,715,433	6,402,434
電子化システム整備等準備資産	76,487,500	76,487,500	0
特定資産合計	183,605,367	177,202,933	6,402,434
(3) その他固定資産			
借室造作	35,593,169	42,131,593	△ 6,538,424
器具備品	10,104,295	15,605,220	△ 5,500,925
ソフトウェア	3,492,427	9,611,475	△ 6,119,048
敷	41,877,204	41,877,204	0
その他固定資産合計	91,067,095	109,225,492	△ 18,158,397
固定資産合計	944,672,462	956,428,425	△ 11,755,963
資産合計	1,077,417,624	1,102,285,773	△ 24,868,149
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	33,886,132	32,284,674	1,601,458
未払消費税	4,916,610	13,958,900	△ 9,042,290
前受金	506,620	38,016	468,604
預り金	2,547,076	2,651,099	△ 104,023
賞与引当金	13,192,330	14,677,344	△ 1,485,014
未払法人税等引当金	419,500	419,500	0
流動負債合計	55,468,268	64,029,533	△ 8,561,265
2 固定負債			
退職給付引当金	139,167,000	134,131,000	5,036,000
固定負債合計	139,167,000	134,131,000	5,036,000
負債合計	194,635,268	198,160,533	△ 3,525,265
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	882,782,356	904,125,240	△ 21,342,884
(うち基本財産への充当額)	(670,000,000)	(670,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(76,487,500)	(76,487,500)	0
正味財産合計	882,782,356	904,125,240	△ 21,342,884
負債及び正味財産合計	1,077,417,624	1,102,285,773	△ 24,868,149

正味財産増減計算内訳表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

単位：円

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
		防災物品 開発・管理事業	防災技術 講習事業	共 通			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
①基本財産運用益	1,902,493				777,075		2,679,568
②受取会費	19,110,000				19,110,000		38,220,000
③事業収益	524,506,659	256,299,881	4,678,560				785,485,100
④雑収益	186,683	509,269	31,320				727,272
経常収益計	545,705,835	256,809,150	4,709,880		19,887,075		827,111,940
(2) 経常費用							
①事業費	601,852,336	218,573,825	4,260,492				824,686,653
②管理費					23,348,667		23,348,667
経常費用計	601,852,336	218,573,825	4,260,492		23,348,667		848,035,320
当期経常増減額	△ 56,146,501	38,235,325	449,388		△ 3,461,592		△ 20,923,380
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
(2) 経常外費用							
当期経常増減額	2,431,526	2,431,522					0
他会計振替額	△ 2,431,526	2,431,522					4
税引前当期一般正味財産増減額	32,375,791	△ 35,837,383					△ 4
法人税等充当額	△ 26,202,236	4,829,464	449,388		3,461,592		0
税引後当期一般正味財産増減額	△ 26,202,236	419,500	449,388				△ 20,923,384
一般正味財産期首残高	624,831,295	4,409,964	1,832,407		217,169,340		904,125,240
一般正味財産期末残高	598,629,059	64,702,162	2,281,795		217,169,340		882,782,356
正味財産期末残高	598,629,059	64,702,162	2,281,795		217,169,340		882,782,356